

滋賀県地球温暖化防止活動推進センター指定法人募集要項

1. 募集の趣旨

滋賀県では、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号。以下「法」という。）第 38 条の規定に基づき、本県における地球温暖化対策に関する普及啓発の拠点として、県内の一般社団法人、一般財団法人、NPO 法人の中から 1 法人を滋賀県地球温暖化防止活動推進センター（以下「温暖化防止センター」という。）に指定します。

このため、温暖化防止センターへの指定を希望する法人を募集します。

温暖化防止センターは、法第 38 条第 2 項および第 3 項の規定に基づく事業を行うものとしします。

2. 応募対象

応募できる法人は、「地球温暖化対策に関する普及啓発を行うこと等により地球温暖化の防止に寄与する活動の促進を図ることを目的とする一般社団法人もしくは一般財団法人は又は特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 2 条第 2 項の特定非営利活動法人（NPO 法人）であって、以下の各号の要件を満たす法人とします。

- (1) 県内に事務所を有し、県内全域を活動範囲としていること。
- (2) 令和 5 年 12 月 25 日現在、県内での地球温暖化防止に関する活動歴が 2 年以上あり（任意法人が法人化した場合は、任意法人の活動期間を含む）、定款又は寄付行為に環境保全活動等を行う旨が記されていること。
- (3) 宗教活動や政治活動を行うことを目的とする法人でないこと。
- (4) 特定の公職にある者（候補者を含む）、又は政党を推薦、支持、反対する活動を行う法人でないこと。
- (5) 滋賀県財務規則第 195 条の 2 各号のいずれにも該当しない者であること。

3. 応募方法

(1) 募集期間

令和 6 年 1 月 4 日（木）から令和 6 年 2 月 2 日（金）までの間（必着）

(2) 応募書類

提出いただいた書類は、お返ししません。必ず控えをとっておいてください。

ア 滋賀県地球温暖化防止活動推進センター指定申請書（別添様式 1）

申請書には、次の書類を添付してください。

- ※添付書類
- ・定款又は寄付行為
 - ・登記事項証明書
 - ・役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面
 - ・貸借対照表（直近 2 年分）
 - ・収支計算書又は正味財産増減計算書（直近 2 年分）
 - ・財産目録

イ 事業計画書（別添様式2）

県センターとして実施する啓発・広報活動、民間団体等の支援活動、相談・助言活動等について、法第38条2項各号に掲げる内容に沿った形で、令和6年4月1日以降4年間で行う活動の具体的な内容を記載した事業計画書を作成してください。

なお、最終的な温暖化防止センター事業については、温暖化防止センター指定法人と協議の上、決定します。

※〔法第38条第2項〕

- 一 地球温暖化の現状及び地球温暖化対策の重要性について啓発活動及び広報活動を行うとともに、地球温暖化防止活動推進員及び地球温暖化対策の推進を図るための活動を行う民間の団体の活動を助けること。
- 二 日常生活に関する温室効果ガスの排出の抑制等のための措置について、照会及び相談に応じ、並びに必要な助言を行うこと。
- 三 前号に規定する照会及び相談の実例に即して、日常生活に関する温室効果ガスの排出の実態について調査を行い、当該調査に係る情報及び資料を分析すること。
- 四 地球温暖化対策の推進を図るための住民の活動を促進するため、前号の規定による分析の結果を、定期的に又は時宜に応じて提供すること。
- 五 地方公共団体実行計画の達成のために当該都道府県又は指定都市等が行う施策に必要な協力をすること。
- 六 前各号の事業に附帯する事業

※〔法第38条第3項〕

都道府県知事の指定する地域センターは、前項に規定する事業のほか、当該都道府県の区域内の指定都市等の長が指定する地域センターの事業について連絡調整を図るものとする。

ウ 活動歴報告書（別添様式3）

- ・任意法人の活動期間を含む2年間の活動実績を報告してください。
（他の団体と協力して行った事業や貴法人が持っているネットワークについては、必ず記載してください。）
- ・応募時点で法人格を有していない場合は法人格取得予定時期及び任意法人と法人格取得予定団体の関係を示す書類を添付してください。
- ・現在、温暖化防止センターの指定を受けている法人の場合は提出の必要はありません。

エ 確認書（別添様式4）

様式を参考に記入してください。

(3) 応募方法

直接提出又は郵送（郵送の場合は、書留に限ります。FAX、Eメールでの応募は受け付けません。）

(4) 提出部数

正1部 副7部

(5) 応募書類の取扱い

ア 応募書類に不備がある場合は、提出期限を定めて再提出や追加書類の提出を求める場合があります。この場合、期限までに提出されないときは、応募を無効とさせていただきますのでご了承ください。

イ 応募書類については、滋賀県情報公開条例（平成12年滋賀県条例第113号）に基づき、原則として公開の対象となります。また、提出いただいた書類はお返しし

ません。

(6) 応募先及び応募に関する問い合わせ先

応募に関する問い合わせ、相談等を受け付けます。来庁される場合には、担当者が不在の場合もありますので、事前に連絡してください。

(7) 応募先

〒520-8577 大津市京町四丁目 1 番 1 号

滋賀県総合企画部 CO₂ ネットゼロ推進課

電話：077-528-3493 F A X：077-528-4808

Eメール：cg00@pref.shiga.lg.jp

4 指定法人の決定方法

応募の受け付けを終えた法人については、選定委員会が審査を行い一つの指定法人を決定します。

選定基準は次のとおりです。

また、令和6年2月に選考委員会が応募法人に対して応募書類等に関するヒアリングを実施しますので、代表者又は担当者が出席の上、提出書類等についての説明をお願いします。

なお、具体的な日程等については、応募法人あて連絡します。

【選考基準】

- (1) 応募要件を満たした法人であるか。
- (2) 温暖化防止センターとしての役割を、責任を持って確実に遂行できる組織体制や活動実績を有しているか。
- (3) 財産基盤が安定しているか。
- (4) 計画する法第38条第2項に係る事業について、具体性と実現可能性があるか。
- (5) 計画する事業の実施により、地球温暖化防止の効果が見込まれるか。

5 指定する期間

温暖化防止センターとして指定する期間は、令和6年4月1日から令和10年3月31日までとします。なお、指定期間終了に伴う次期指定の手続きに際し、再度指定の応募をすることができます。また、法第38条第5項の規定により、指定の期間内であっても指定を取り消す場合があります。

6 実施事業および経費

指定を受けた場合は、国等の補助、助成を活用することが可能であるほか、県が予算の範囲内で法第38条第2項に係る事業を委託する場合があります。

7 指定後の報告

温暖化防止センターは、法に基づき、毎年度の事業開始前に事業計画書及び収支予算書を、毎年度終了後3か月以内に事業報告書及び収支決算書を県知事あて提出しなければなりません。

<参考>

○地球温暖化対策の推進に関する法律

(都道府県地球温暖化防止活動推進センター)

第38条 都道府県知事等は、地球温暖化対策に関する普及啓発を行うこと等により地球温暖化の防止に寄与する活動の促進を図ることを目的とする一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項の特定非営利活動法人であって、次項に規定する事業を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、都道府県又は指定都市等にそれぞれ一を限って、地域地球温暖化防止活動推進センター（以下「地域センター」という。）として指定することができる。

2 地域センターは、当該都道府県又は指定都市等の区域において、次に掲げる事業を行うものとする。

一 地球温暖化の現状及び地球温暖化対策の重要性について啓発活動及び広報活動を行うとともに、地球温暖化防止活動推進員及び地球温暖化対策の推進を図るための活動を行う民間の団体の活動を助けること。

二 日常生活に関する温室効果ガスの排出の抑制等のための措置について、照会及び相談に応じ、並びに必要な助言を行うこと。

三 前号に規定する照会及び相談の実例に即して、日常生活に関する温室効果ガスの排出の実態について調査を行い、当該調査に係る情報及び資料を分析すること。

四 地球温暖化対策の推進を図るための住民の活動を促進するため、前号の規定による分析の結果を、定期的に又は時宜に応じて提供すること。

五 地方公共団体実行計画の達成のために当該都道府県又は指定都市等が行う施策に必要な協力をすること。

六 前各号の事業に附帯する事業

3 都道府県知事の指定する地域センターは、前項に規定する事業のほか、当該都道府県の区域内の指定都市等の長が指定する地域センターの事業について連絡調整を図るものとする。

4 都道府県知事等は、その指定に係る地域センターの財産の状況又はその事業の運営に関し改善が必要であると認めるときは、当該地域センターに対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

5 都道府県知事等は、その指定に係る地域センターが前項の規定による命令に違反したときは、第一項の指定を取り消すことができる。

6 地域センターの役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、第2項第2号若しくは第3号に掲げる事業又は同項第6号に掲げる事業（同項第2号又は第3号に掲げる事業に附帯するものに限る。）に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

7 第1項の指定の手續その他地域センターに関し必要な事項は、環境省令で定める。

○地球温暖化対策の推進に関する法律施行規則

(指定の申請)

第6条 法第38条第1項の規定による地域センターの指定を受けようとする法人は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事又は指定都市等の長（以下「都道府県知事等」という。）に提出しなければならない。

- 一 名称及び住所並びに代表者の氏名
 - 二 事務所の名称及び所在地
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 定款又は寄付行為
 - 二 登記事項証明書
 - 三 役員の名、住所及び略歴を記載した書面
 - 四 法第三十八条第二項各号に掲げる事業の実施に関する基本的な計画を記載した書面
 - 五 資産の総額及び種類を記載した書面並びにこれを証する書面

(名称等の変更)

第7条 地域センターは、前条第一項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ変更しようとする事項を記載した申請書を都道府県知事等に提出しなければならない。

- 2 地域センターは、前条第二項各号に掲げる書類の内容に変更があったときは、その変更に係る書類を都道府県知事等に提出しなければならない。

(欠格事由)

第8条 地域センターは、法第38条第6項の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日から起算して2年を経過していない者を同条第2項第2号、第3号又は第6号（同項第2号又は第3号に附帯する事業に係る部分に限る。）の規定による事業に従事させてはならない。

(都道府県知事等への報告等)

第9条 地域センターは、毎年度の事業開始前に、事業計画書及び収支予算書を都道府県知事等に提出しなければならない。ただし、最初の事業年度においては、法第38条第1項の規定により地域センターとしての指定を受けた日以後遅滞なく提出するものとする。

- 2 地域センターは、毎年度終了後3月以内に、事業報告書及び収支決算書を都道府県知事等に提出しなければならない。
- 3 都道府県知事及び指定都市等の長は、その指定に係る地域センターの事業の適正な運営を図るため必要があると認めるときは、地域センターに対し、その財産の状況又は事業の運営に関し報告又は資料の提出を求めることができる。

○滋賀県財務規則（抜粋）

（一般競争入札参加の資格）

第195条の2 知事は、令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者のほか、特別の理由がある場合を除き、次の各号のいずれかに該当する者を一般競争入札に参加させることができない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「防止法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（防止法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）（同法第9条に規定する指定暴力団員を除く。）
- (3) 暴力団または暴力団員と密接な関係を有する者（防止法第32条第1項第2号に該当する者を除く。）
- (4) 役員等（入札に参加する者の代表者もしくは役員またはこれらの者から県との取引上の一切の権限を委任された代理人をいう。）に暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者がいる法人（防止法第32条第1項第3号に該当する者を除く。）
- (5) 入札に参加する個人から県との取引上の一切の権限を委任された代理人が暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者である場合における当該個人
- (6) 暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者がその経営に実質的に関与している個人または法人（防止法第32条第1項第4号に該当する者を除く。）